

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	大口地区 <small>(桜ノ馬場、あたご、小水流、忠元、脇曲、大道、千束松、水ノ手、神池、高校裏、大田、高柳、山ノ口、陣之尾、緑ヶ丘、上原田、原田、国ノ十、木崎、一の山、川島)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、市街地の周辺に農振農用地が広がる地域であり、主に水稻を中心に栽培が行われている。農業者の平均年齢は68歳と高齢化が進んでいるが、しばらくは今の営農を維持することはできる。大口地区においては、機構関連事業を活用した圃場整備事業に着手し、令和12年度までの完了を予定している。

【地域の基礎的データ】
農業者:187人(うち50歳以下23人)、団体経営体(法人・集落営農組織)6経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

機構関連事業の活用により、農地の集積・集約化を図る。
担い手と地域が一体となって農地を利用していく体制を構築していく。
スマート農業等の新技術の導入を推進し、作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	360 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	271 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等の中心経営体への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、大田地区の農地の大区画化を図る。 その他の地区においても多様な経営体が農地中間管理機構の事業に積極的に取り組んでいく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業により、大田地区の農地を整備し、農地集積の推進と生産効率の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家等の多様な担い手の実情や意向等を把握し、必要に応じて農地を集積し営農の維持を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社やスマート農業を導入する大規模農家等へ必要な作業を委託し、農作業の効率化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

Content area for selected measures
